

新景観政策(2007年)に逆行する高さ規制の緩和

1. 地区計画による高さ規制の緩和

地区計画名	規制緩和の概要	実施年
西ノ京桑原地区地区計画 (島津製作所三条工場)	地区内の一部の高さ規制を20mから31mに緩和	2012年
岡崎文化・交流地区地区計画 (岡崎公園周辺地域)	京都会館の部分を15mから31mに緩和など	2012年
太泰安井山ノ内地区地区計画 (山ノ内浄水場跡地)	京都学園の校舎部分の一部を20mから31mに緩和	2018年
淀娯楽・レクリエーション地区地区計画 (淀競馬場周辺)	地区内の一部の高さ規制を20mから35mに緩和	2019年
久世築山町ものづくり拠点地区地区計画 (京都市南区久世築山町の一部)	地区内の一部の高さ規制を20mから31mに緩和	2022年

※新景観政策とは京都市の規制緩和の方針のもとでまち壊し・景観破壊が進む中、市民による粘り強いまちづくり運動が大きな力となり、市が方針を転換。2007年、市域全体の高さ規制の強化を中心とした新景観政策が策定されました。

2. 都市計画の高度地区を規制緩和

地域	規制緩和の概要	実施年
京都駅東南部	八条通り沿い20mから31mに緩和 河原町通り沿いを20mから25mに緩和	2015年
京都駅西部(丹波口駅西)	五条通沿いを20mから31mに緩和	2019年
京都駅東南部	河原町通り西側を20mから25mに緩和	2019年
向島ニュータウン地区	一定の条件※を満たせば高度地区の制限を適用しない	2022年

※敷地面積2000㎡以上外壁から敷地境界まで6m以上、建ぺい率5/10以下の敷地内など

3. 高さ規制の特例許可手続きを緩和し、2021年に「使い勝手のいい制度」へ変更

これまで、特例許可の対象となる建物は「デザインが優れたもの」「公益上必要なもの」であり、事実上、公的施設に限られてきた。そこに、「地域のまちづくりに貢献する計画」というきわめてあいまい基準の建物も対象に加えることで、対象建築物を大幅に拡大しようというもので、2021年3月の第73回都市計画審議会で変更された。

新たに高さ規制を超える建築への許可事例

- ①平成20年度京都大学吉田キャンパス病院構内における整備計画(左京区)
高度地区:20m第1種高度地区,新たに建築する部分の高さ:30.99m
- ②平成22年度京都第一赤十字病院3期・4期整備計画(東山区)
高度地区:20m第4種高度地区(一部15m第1種高度地区),
新たに建築する部分の高さ:24.41m(本計画で新たに高さを超える部分は、既存棟との接続部の階段室のみ)
- ③平成23年度片岡安設計の洋館の移築計画(右京区)
高度地区:10m高度地区,新たに建築する部分の建築の高さ:11.36m
- ④平成24年度京都大学吉田キャンパス病院構内における新病棟整備計画(左京区)
高度地区:20m第1種高度地区,新たに計画する部分の高さ:30.99m
- ⑤平成27年度同志社女子大学新楽真館(仮称)整備計画(上京区)
高度地区:15m第1種高度地区,新たに建築する部分の高さ:18m
- ⑥平成28年度京都大学吉田キャンパス病院構内における新病棟整備計画(左京区)
高度地区:20m第1種高度地区,建築物の高さ:30.97m
- ⑦平成29年度同志社中学校・高等学校新南体育館(仮称)整備計画(左京区)
高度地区:10m高度地区,建築物の高さ:15.00m
- ⑧令和元年度京都教育大学(小山)附属小中学校における増築計画(北区)
高度地区:10m高度地区,建築物の高さ:11.80m
- ⑨令和2年度光華女子学園増築計画(右京区)
高度地区:20m高度地区,建築物の高さ:23.37m
- ⑩令和2年度弥栄会館(東山区)
高度地区:20m高度地区,建築物の高さ:31.5m(既存31.5m)
- ⑪令和3年度足立病院新病棟建設(伏見区)
高度地区:15m高度地区,建築物の高さ:22.9m
- ⑫令和4年度宮川町歌舞練場建替え計画(東山区)
高度地区:12m高度地区,建築物の高さ:18m

屋外広告物対策の進捗状況

1 屋外広告物の適正化の状況について

市内全域にわたる詳細調査により、平成25年12月末に判明した45,648件の屋外広告物について、条例が完全施行された平成26年8月末時点と令和4年7月末時点における適正化の進捗状況に関する比較は次のとおり。

(単位：件)

内 容		平成26年8月末時点	令和4年7月末時点	増 減 数
景観支障のないもの 条例の趣旨に沿った	条例の基準に合致しているもの 許可済、法定屋外広告物等の許可不要、 自主是正等による2㎡以下の許可不要、 指導による是正、 手続漏れ	36,659	45,164	8,505の増加
あるもの 景観支障が	景観に対する支障は小さいものの、引き続き、是正指導が必要なもの	6,844	425	6,419の減少
	顕著な違反等で景観に対する支障が大きいもの及びそれらに準じるもの	2,145	59	2,086の減少
合 計		45,648	45,648	—

2 屋外広告物是正指導の平成26～令和4年度の比較

	景観支障<大> 残案件 (件)	景観支障<小> 残案件 (件)	是正された広告物 (件)	適正表示率
平成26年 8月末	2, 145	6, 844	22, 964	80. 3%
平成27年 3月末	1, 190	6, 302	24, 461	83. 6%
平成28年 3月末	435	4, 097	27, 421	90. 1%
平成29年 3月末	222	2, 340	29, 391	94. 4%
平成30年 3月末	127	1, 706	30, 120	96. 0%
平成31年 3月末	89	1, 205	30, 659	97. 2%
令和2年 3月末	75	858	31, 020	98. 0%
令和3年 3月末	67	653	31, 233	98. 4%
令和4年 3月末	61	466	31, 426	98. 8%

	景観支障<大> 残案件 (件)	景観支障<小> 残案件 (件)	是正された広告物 (件)	適正表示率
令和4年 7月末	59	425	31, 469	98. 9%

北山エリアの都市計画上の位置づけと北山エリア整備計画に関わる景観規制

北山エリアの都市計画上の位置づけ（教育施設としての体育館とアリーナの都市計画上の位置づけ）

- (1) 京都府策定の「北山エリア整備基本計画」に基づき、京都市都市計画マスタープランの「地域まちづくり構想（北山文化・交流拠点地区）」[別紙2](#)に位置づけ
- (2) 上記の北山エリア整備基本計画及び地域まちづくり構想には、体育館について、府立大学、府立医科大学、京都工芸繊維大学との3大学連携に供し、アリーナ機能を備えているとの記載あり

北山エリア整備基本計画に係る景観規制

- (1) 府立植物園及び府立大学グラウンド
 - ・河川界から20mの区域は、風致地区第3種地域及び鴨川特別修景地域。
 - ・それ以外は、風致地区第4種地域。
 - ・風致地区内において、建築物の新築や木竹の伐採等の行為を行う場合は本市の許可が必要。（地方公共団体等が行為者の場合は本市との協議）
- (2) 上記以外
 - ・山並み背景型建造物修景地区。
 - ・山並み背景型建造物修景地区において、建築物の新築等の行為を行う場合は、本市への届出が必要。（地方公共団体等が行為者の場合は本市への通知）

<景観規制図> 京都市景観情報共有システムから抜粋



北山エリア整備基本計画（抜粋）

令和2年12月 京都府

北山エリアの基本的事項

北山エリアは、賀茂川などの豊かな自然環境の中、府民利用施設等が集積する貴重な府民の憩いの空間であり、ここで国内外からの人が集い、交流することにより、京都から新しい文化・芸術を創造・発信する拠点となる大きな可能性を秘めている。

◆地理的位置

京都市域のほぼ中央、京都市街地の北部に所在。西は賀茂川、北は北山通、東は下鴨中通、南は府立大学の南側境界に囲まれている範囲を「北山エリア」と位置付ける。

◆面積 約38ヘクタール

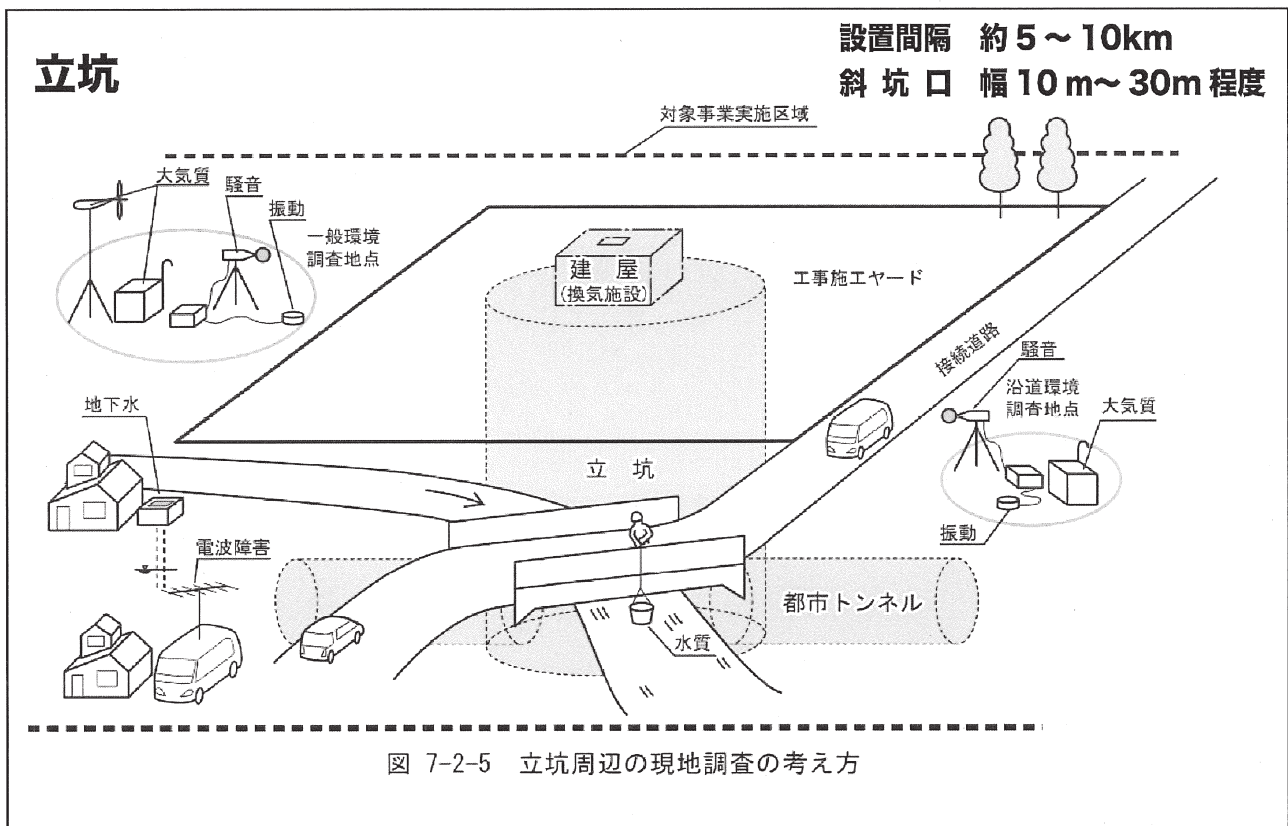
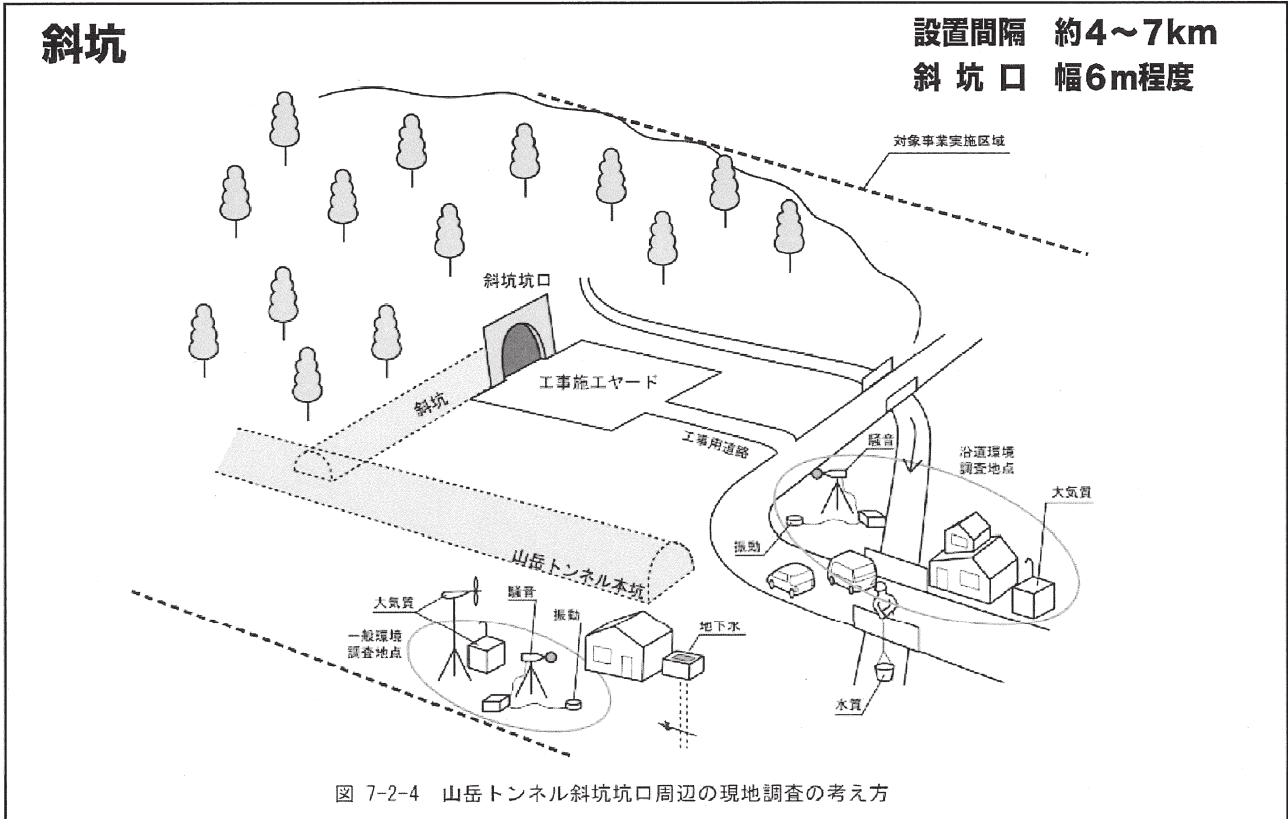
◆都市計画等（地域の主な部分の規制等）

用途地域 （建蔽率・容積率）	第二種中高層住居専用地域 （60%・200%）
高度地区	20m第1種高度地区 （植物園の部分は、12m第1種高度地区）
景観保全	山並み背景型建造物修景地区 〔植物園の部分は、風致地区第4種地域〕 〔北山通沿道は、沿道型美観形成地区〕
眺望景観	眺望空間保全区域（船岡山公園からの「妙」「法」） 近景デザイン保全区域（賀茂川右岸からの東山、賀茂川両岸からの北山） 遠景デザイン保全区域

北陸新幹線（敦賀・新大阪間）

環境影響評価方法書【京都府】

令和元年 11 月 鉄道建設運輸施設整備支援機構 資料より作成



御池通等のまちかど駐輪場の利用状況 (直近、場所別)

駐輪場名	箇所	収容台数 (台)	稼働率
御池通まちかど駐輪場	河原町1	93	351.0 %
	河原町2	52	458.7 %
	河原町3	63	298.2 %
	烏丸1	20	251.0 %
	烏丸2	25	279.6 %
	烏丸3	20	201.8 %
	烏丸4	86	134.9 %
	烏丸5	17	334.0 %
	烏丸6	42	169.7 %
	合 計	418	276.9 %
二条駅まちかど駐輪場	西 口	203	177.8 %
	東 口	68	211.1 %
	合 計	271	186.2 %
四条大宮まちかど駐輪場	四条大宮(北)	55	400.6 %
	四条大宮(南)	141	176.1 %
	合 計	196	239.1 %
出町柳まちかど駐輪場	広場	112	100.3 %
	川端通歩道	38	127.6 %
	合 計	150	107.2 %
京都駅八条口まちかど駐輪場		202	160.7 %
西院朱雀まちかど駐輪場		100	18.4 %
百万遍まちかど駐輪場	北 側	43	616.5 %
	南 側	24	1,563.8 %
	合 計	67	955.8 %

市民一人当たりの公園面積の政令指定都市の比較（令和2年度）及び 行政区別の過去5年間の推移

（1）政令指定都市別

政令指定都市名	一人当たり 都市公園面積 (㎡/人)	政令指定都市名	一人当たり 都市公園面積 (㎡/人)
札幌市	12.7	名古屋市	7.1
仙台市	15.3	京都市	4.6
さいたま市	5.0	大阪市	3.5
千葉市	10.1	堺市	8.6
東京特別区	3.0	神戸市	17.6
横浜市	5.0	岡山市	16.6
川崎市	3.8	広島市	7.9
相模原市	5.0	北九州市	12.7
新潟市	10.7	福岡市	8.9
静岡市	6.6	熊本市	9.8
浜松市	8.3	政令市全体	6.8

※ 国土交通省「令和2年度末都市公園整備現状調査(R3.3.31時点)」より

※ 都市公園でない国民公園(京都御苑)、条例設置公園(右京区京北)は対象外

（2）行政区別

行政区	H29年度	H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
全市	4.88	4.91	5.10	5.13	5.16
北区	1.57	1.58	1.56	1.57	1.58
上京区	8.23	8.26	8.28	8.36	8.44
左京区	8.59	8.76	9.70	9.80	9.88
中京区	0.69	0.69	0.69	0.69	0.70
東山区	2.81	2.85	2.88	2.93	2.97
山科区	2.56	2.57	2.57	2.58	2.62
下京区	2.35	2.35	2.31	2.32	2.32
南区	5.52	5.52	5.50	5.49	5.51
右京区	2.48	2.48	3.09	3.11	3.14
西京区	13.49	13.53	13.56	13.67	13.68
伏見区	3.75	3.76	3.77	3.80	3.81

※ 都市公園に国民公園(京都御苑、上京区)、条例設置公園(右京区京北)をくわえたもの

※ 鴨川沿いの府営鴨川公園(北区から伏見区まで両岸)は、管理者である府が代表地としている左京区に計上(行政区別面積は府が算出しておらず不明)

土木事務所ごとの道路維持管理費決算額(過去5年間)

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
北部土木事務所	321,223	475,487	449,977	527,733	525,270
うち維持補修等	282,495	396,688	433,773	502,789	510,863
うち除草等	38,728	78,799	16,204	24,944	14,407
左京土木事務所	339,589	535,322	434,876	607,797	440,963
うち維持補修等	321,891	463,402	410,813	579,942	418,558
うち除草等	17,699	71,920	24,063	27,855	22,406
東部土木事務所	358,861	450,810	513,301	516,654	525,569
うち維持補修等	348,420	414,943	494,647	495,768	504,883
うち除草等	10,442	35,867	18,654	20,886	20,686
南部土木事務所	476,991	529,160	509,962	578,973	615,094
うち維持補修等	468,023	518,142	500,456	566,469	601,503
うち除草等	8,968	11,018	9,506	12,503	13,591
西部土木事務所	504,756	572,346	467,535	540,712	462,224
うち維持補修等	480,546	465,328	438,663	469,642	432,130
うち除草等	24,209	107,018	28,872	71,071	30,094
京北・左京山間部土木事務所	361,287	386,044	637,476	327,374	499,516
うち維持補修等	307,875	304,171	314,092	281,751	454,662
うち除草等	53,411	81,874	323,384	45,623	44,853
西京土木事務所	415,127	369,485	497,261	413,069	343,201
うち維持補修等	396,581	291,554	449,853	379,677	310,469
うち除草等	18,546	77,932	47,408	33,392	32,732
伏見土木事務所	439,838	434,202	310,635	564,173	517,682
うち維持補修等	403,873	379,250	269,797	515,813	474,458
うち除草等	35,965	54,953	40,839	48,360	43,224
合計	3,217,672	3,752,859	3,821,024	4,076,485	3,929,519
うち維持補修等	3,009,704	3,233,478	3,312,094	3,791,851	3,707,526
うち除草等	207,968	519,381	508,930	284,634	221,993

※道路維持管理費は、第3項道路橋りょう費第2目道路維持補修費、同項第3目交通安全施設整備費及び第4項道路特別整備費第1目道路橋りょう整備費のうち舗装道補修に係るもの

2022年9月 建設局 資料より

土木事務所ごとの河川排水路費決算額(過去5年間)

(単位:千円) (単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
北部土木事務所	36,394	83,157	124,138	84,452	91,023
改良	15,962	21,737	49,419	5,600	20,113
補修	4,440	25,897	51,803	27,946	31,802
浚渫・除草等	15,992	35,523	22,916	50,906	39,108
左京土木事務所	35,749	75,096	41,336	51,218	74,513
改良	6,820	0	2,756	4,962	0
補修	16,154	46,231	17,198	17,352	33,917
浚渫・除草等	12,775	28,865	21,382	28,904	40,596
東部土木事務所	133,354	261,401	197,151	193,450	216,803
改良	119,509	237,104	159,119	173,497	180,431
補修	5,620	7,739	23,200	6,730	29,328
浚渫・除草等	8,225	16,558	14,832	13,223	7,044
南部土木事務所	11,497	10,465	10,771	18,518	12,521
改良	0	0	0	0	0
補修	900	180	189	4,846	4,429
浚渫・除草等	10,597	10,285	10,582	13,672	8,092
西部土木事務所	95,907	54,571	30,111	39,528	46,903
改良	69,055	13,159	7,606	5,682	0
補修	11,803	13,095	11,469	21,320	26,710
浚渫・除草等	15,049	28,317	11,036	12,526	20,193
京北・左京山間部土木事務所	15,317	39,941	53,690	72,546	52,684
改良	0	0	0	0	0
補修	7,139	4,478	41,792	61,676	37,293
浚渫・除草等	8,178	35,463	11,898	10,870	15,391
西京土木事務所	184,859	306,453	54,865	264,885	201,686
改良	162,286	262,238	29,049	208,748	98,883
補修	7,340	9,169	8,281	29,536	65,708
浚渫・除草等	15,233	35,046	17,535	26,601	37,095
伏見土木事務所	64,220	42,057	63,355	72,154	85,582
改良	30,256	0	3,127	6,252	211
補修	8,258	14,519	36,914	36,622	65,125
浚渫・除草等	25,706	27,538	23,314	29,280	20,246
合計	577,297	873,141	575,417	796,751	781,715
改良	403,888	534,238	251,076	404,741	299,638
補修	61,654	121,308	190,846	206,028	294,312
浚渫・除草等	111,755	217,595	133,495	185,982	187,765

2022年9月 建設局 資料より

「今後の道路整備事業の進め方」の期間延長について (令和4年3月)

令和3年度以降も引き続き取り組む路線

	路線名	令和3年度以降も引き続き取り組む路線	備考
1	羽束師橋関連道路	○	
2	阪急京都線連続立体交差事業	— (H29 完成)	
3	鴨川東岸線 (第2工区)	— (R2 完成)	
4	北泉通	— (R2 完成)	
5	京都広河原美山線 (鞍馬北第3工区)	○	
6	国道162号高雄改良 (第1・3工区)	— (H30 完成)	
7	伏見向日町線	— (H30 完成)	
8	中山石見線	○	一部予算計上を見送る。
9	京都京北線 (弁ヶ淵)	— (R3 完成)	
10	国道162号川東 (第2工区)	○	
11	国道162号高雄改良 (第2工区)	○	
12	鴨川東岸線 (第3工区)	○	予算計上を見送る。
13	御陵六地藏線 (第3工区)	○	一部予算計上を見送る。
14	大津宇治線	○	一部予算計上を見送る。
15	桃山石田線	○	一部予算計上を見送る。
16	山陰街道	○	予算計上を見送る。
17	葛野西通 (七条通)	○	予算計上を見送る。
18	桂馬場線 (洛西口駅東側)	— (R1 完成)	
19	向日町上鳥羽線 (国道171号以西)	○	

※ 予算計上を見送る又は一部予算計上を見送る事業は、少なくとも集中改革期間の3年間(令和3～5年度)、予算計上を見送る。集中改革期間中の予算計上を見送った事業は、内容の精査を続け、集中改革期間終了時の改革の進捗状況に応じて、投資的経費の上限の範囲内で予算計上の可否を再検討する。

堀川・油小路通地下バイパス計画の国の検討状況及び渋滞緩和に向けた国の取組の進捗状況と今後の計画について

堀川・油小路通地下バイパス計画の国の検討状況及び渋滞緩和に向けた国の取組の進捗状況と今後の計画について

(1) 国の検討状況

現在、国土交通省において、堀川通等の交通課題についての調査を実施中であり、今後とも国土交通省と情報共有を行っていく。

(2) 渋滞緩和に向けた国の取組と今後の計画

堀川通の渋滞緩和に向けた取組として、国土交通省が以下の短期的対策を実施しており、その効果を検証したうえで、中長期的な対策を検討される見込み

- ① 九条油小路交差点から八条油小路交差点間の車線運用見直し（令和元年10月）
- ② 八条油小路交差点に交差点案内標識を設置（令和2年2月）
- ③ 堀川塩小路交差点において、横断歩道橋階段の一部撤去及び停止線・横断歩道の前出しを実施（令和2年7月）

アンダーパスの箇所数と冠水対策済の箇所数について（国管理を含む。）

- 市内のアンダーパス^{*1}箇所数 46箇所（京都市管理：42箇所、国管理：4箇所）
 うち、冠水対策^{*2}済み 32箇所（京都市管理：28箇所、国管理：4箇所）

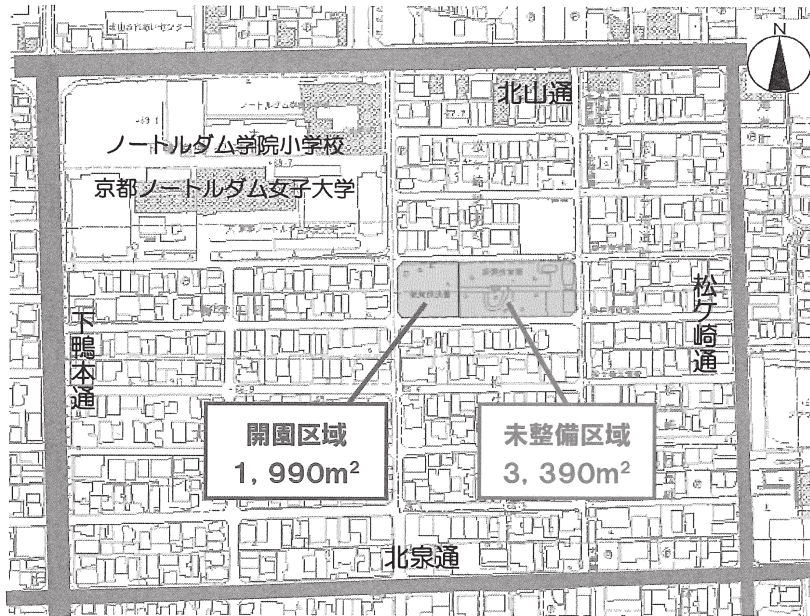
※1 道路や鉄道等と交差し、前後区間に比べて道路の高さが低くなっている区間であり、地下道も含む。

※2 排水ポンプや冠水情報板の設置など

アンダーパス一覧表

番号	路線名	行政区等	交差物件等名	冠水対策済み
国管理				4箇所
1	(国)1号	下京区(松明町)	JR東海道本線	○
2	(国)9号	右京区(西京極)	阪急電鉄京都線	○
3	(国)9号	西京区(桂)	(府)宇多野嵐山山田線	○
4	(国)24号	下京区(西之町)	JR東海道本線	○
京都市管理				28箇所
1	(国)477号	右京区(京北)	(国)477号	
2	(府)西陣杉坂線	北区(紫野)	(府)西陣杉坂線	
3	(府)二条停車場嵐山線	中京区(西ノ京)	JR山陰本線	
4	(府)七条大宮四ツ塚線(大宮通)	下京区(垣ヶ内町)	JR東海道本線	○
5	(府)中山稻荷線	南区(久世)	JR東海道本線	○
6	(府)上久世石見上里線	南区(久世)	JR東海道本線	○
7	(府)水垂上桂線	西京区(牛ヶ瀬)	JR東海道本線	
8	(府)沓掛西大路五条線	西京区(川島)	阪急電鉄京都線	○
9	(府)南インター竹田線	伏見区(竹田)	近鉄京都線	○
10	(府)勧修寺今熊野線(高速道路1号線)	伏見区(深草)	第二京阪道路、(市)鳥羽道(十条通)	○
11	(府)勧修寺今熊野線(高速道路1号線)	伏見区(深草)	第二京阪道路	○
12	(府)伏見港京都停車場線	伏見区(三栖向町)	京阪電鉄本線	○
13	(市)洛北第二経17号線	左京区(岩倉)	叡山電鉄鞍馬線	○
14	(市)京都環状線(西大路通)	中京区(西ノ京)	JR山陰本線	○
15	(市)墨染通	東山区(一橋)	JR東海道本線	○
16	(市)墨染通	東山区(一橋)	JR奈良線	○
17	(市)福稻緯6号線	東山区(福稻)	京阪電鉄本線	○
18	(市)山科安朱経8号線	山科区(安朱)	JR東海道本線	
19	(市)猪ノ熊通	下京区(志水町)	JR東海道本線	○
20	(市)須原通	下京区(屋形町)	JR東海道本線	○
21	(市)上鳥羽南部緯15号線	南区(上鳥羽)	(国)1号	○
22	(市)京都環状線(西大路通)	南区(唐橋)	JR東海道本線	○
23	(市)宇多野吉祥院線	南区(吉祥院)	JR東海道本線	○
24	(市)久世113号線	南区(久世)	名神高速道路	○
25	(市)宇多野吉祥院線	右京区(太秦)	JR山陰本線	○
26	(市)下周山線	右京区(京北)	(国)162号	
27	(市)嵯峨経48号線	右京区(嵯峨)	JR山陰本線	○
28	(市)嵯峨経49号線	右京区(嵯峨)	JR山陰本線	
29	(市)葛野大路	右京区(西京極)	阪急電鉄京都線	○
30	(市)葛野西通	右京区(西京極)	阪急電鉄京都線	○
31	(市)洛西第二経9号線	西京区(桂)	阪急電鉄京都線	○
32	(市)桂経7号線	西京区(桂)	(国)9号	
33	(市)桂緯154号線	西京区(上桂)	阪急電鉄嵐山線	
34	(市)洛西第一経1号線	西京区(下津林)	JR東海道本線	○
35	(市)竹田出橋通	伏見区(竹田)	近鉄京都線	
36	(市)竹田緯27-1号線	伏見区(竹田)	近鉄京都線	○
37	(市)十条稻荷疏水通	伏見区(深草)	京阪電鉄本線	
38	(市)深草歩3号線	伏見区(深草)	JR奈良線	
39	(市)深草緯81号線	伏見区(深草)	京阪電鉄本線	
40	(市)深草疏水通	伏見区(深草)	京阪電鉄本線	
41	(市)横大路経36号線	伏見区(横大路)	(市)観月橋横大路線	○
42	(市)淀16号線	伏見区(淀)	京阪電鉄本線	○

陳情第3722号「松賀茂児童公園の都市計画廃止の撤回」について
【位置図】



京都市は、財政難を理由に、市所有の未利用地については住宅の誘致や産業用地の創出・企業誘致などを戦略的に推進するとし、昭和31年に都市計画決定された「松賀茂児童公園」の未整備の計画区域の都市計画を廃止する方針を打ち出しました。

この未着手区域は2013年の京都市自身の見直しにおいても「存続」と評価されものです。

2022年11月市会の廃止撤回を求める陳情にも耳を貸さず、都市計画廃止に向け、廃止の「都市計画案」の縦覧を終え、都市計画審議会へ提出されるという状況になっています。(2023年1月)